

千曲市工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 本要領は、千曲市の発注する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は、原則として1件の設計金額が130万円以上の工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、しゅん工検査員並びに監督員及び工事所管課長とする。

(成績評定の方法)

第4条 成績評定は、工事ごとに独立して公正かつ公平に行うものとする。

2 工事成績の評定は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。

3 評定点の評定算出は、別紙「考査項目運用表」により評定するものとする。

4 評定にあたっては別記、様式第3の「記入方法及び留意事項」及び別記、様式第4「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(成績評定の時期)

第5条 成績評定の時期は、しゅん工検査員にあつては、しゅん工検査実施のつど、監督員、工事所管課長にあつては、工事の完成のときとする。

(成績評定結果の報告)

第6条 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は成績評定を行ったときは、遅滞なく建設部長に報告するものとする。

2 建設部長は、成績評定結果を市長に報告するものとする。

(成績評定結果の通知)

第7条 建設部長は、成績評定結果の報告があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して検査班実施の検査について、評定の結果を工事成績評定通知書（様式第5）により通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 市長は、前条の評定結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認められた場合は修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条の規定による通知を受理したものは、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、市長に対して、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、工事成績評定説明書(様式第6)により回答するものとする。

附 則

(施工期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施工する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施工の日(以下「施工日」という。)以降に契約する工事から適用し、施工日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。

(千曲市工事成績評点要領の廃止)

3 千曲市工事成績評点要領は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。